

【速報】個人所得税法の改正について～Part.1 居住者

8月31日、第13回全国人民代表大会常務委員会第五次會議において、個人所得税法の修正案（以下、『修正個人所得税法』とします。）が可決されました。ここ10数年の間に中国と日本との経済的な結びつきは深まっており、現在、出張者を含めて1日に10万人を超える日本人が中国に滞在しているともいわれます。このような状況の中、個人所得税法の改正は、中国とかかわりのある日本企業に少なからず影響をもたらす可能性があるものといえます。そこで、今回は、改正個人所得税法の改正内容のうち、居住者に関連する部分について説明します。

1. 個人所得税法の主要改正内容

個人所得税は、個人が稼得する所得を以下のように分類して課税します。

■個人所得税が課税される所得の内容

1. 給料、賃金所得	6. 利息、配当等所得
2. 労務報酬所得	7. 財産賃貸所得
3. 原稿報酬所得	8. 財産譲渡所得
4. 特許権使用料所得	9. 偶然所得
5. 事業所得	

このうち、日本から中国に赴任する駐在員に関連する所得は、「1. 給料、賃金所得」となります。従来の個人所得税法では、「1. 給料、賃金所得」については、源泉徴収義務者である給料支給者（企業など）が、毎月、一ヶ月に支給された給料及び賃金、賞与を申告、納税することにより確定しており、これを補完する制度として年間十二万元以上の所得を有する個人に対して年度申告義務が課せられていました。これに対して、修正個人所得税法では、1～4を総合所得とし、この総合所得について課税を受ける個人が1月1日～12月31日の1年間（税務年度）で合算して税額を確定させることとなります。

2. 付随的な改正内容

給料、賃金所得については、改正個人所得税法においても従来と同様に、これを支給する企業などに源泉徴収義務が課せられます。しかしながら、源泉徴収による納税は予定納税にすぎず、必要に応じて税務年度での確定申告（納税の精算）を行うこととされました。特に、中国国内で2ヶ所以上の企業などから給料等の支給を受ける場合や、国外に所在する企業などから給料等の支給を受けている場合には、税務年度終了後に年間での総合所得に関する個人所得税の計算を行い、この金額からすでに源泉徴収された金額を差し引いて当納税務年度

における納税額の精算を行うことが必要となります。このように、総合所得については原則として税務年度（1年間）で税額を計算することとされたため、超過累進税率表は年間所得に対応した超過累進税率表に改正されています。

■総合所得に対する超過累進税率表

課税所得（単位：元）	税率
0 ～ 36,000 以下	3%
36,000 ～ 144,000 以下	10%
144,000 ～ 300,000 以下	20%
300,000 ～ 420,000 以下	25%
420,000 ～ 660,000 以下	30%
660,000 ～ 960,000 以下	35%
960,000 ～	45%

また、総合所得の税額計算の基礎となる“課税所得”は以下の計算式に基づいて計算されますが、いずれの項目も税務年度（1年間）の金額に基づいて計算されることとなります。

■総合所得に関する課税所得の計算式

$$\text{課税所得} = \text{収入総額} - \text{基礎控除額} - \text{特別控除}$$

上記計算式のうち、基礎控除は60,000元とされます。また、特別控除は（1）特別控除と（2）特別付加控除に分類されます。従来は（2）特別付加控除に相当する控除制度は極めて特別な項目が存在するにすぎませんでした。改正個人所得税法では、以下のような特別付加控除が制度として規定されており、この点で総合課税を受ける個人の税負担が軽減されることとなります。

■特別控除

種類	内容
(1) 特別控除	中国の法令に基づいて支出された年金、基本医療保険、失業保険等の社会保険、及び住宅積立金などの金額
(2) 特別付加控除	子女教育、継続教育、重大疾病医療、住宅ローン利息又は住宅賃借料、高齢者介護などのために支出された金額

3. 注意事項

上記のとおり、今回の個人所得税法の改正は、税額の計算方法や課税方法の変更を含めた大規模な改正となっています。しかしながら、本レポート作成時（9月下旬）現在においては、個人所得税法実施条例の改正案は公表されていないなど、具体的な実施方法については、今後の発表を待つこととなります。なお、改正個人所得税は2019年1月1日施行とされていることから、今後数ヶ月の間に改正個人所得税法の具体的な実施方法が明らかになるものと考えられ、この点に注目が必要といえます。

また、改正個人所得税法の施行に先立ち、従来は、中国人3,500元、外国人4,800元とされていた毎月の基礎控除の金額が、10月1日以降に支給される給料及び賃金からは、一律5,000元とされます。特に、労働契約において給料及び賃金について手取契約とされている企業においては、この点にも注意が必要といえます。

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244